

企業における 個人情報利活用と保護の論点

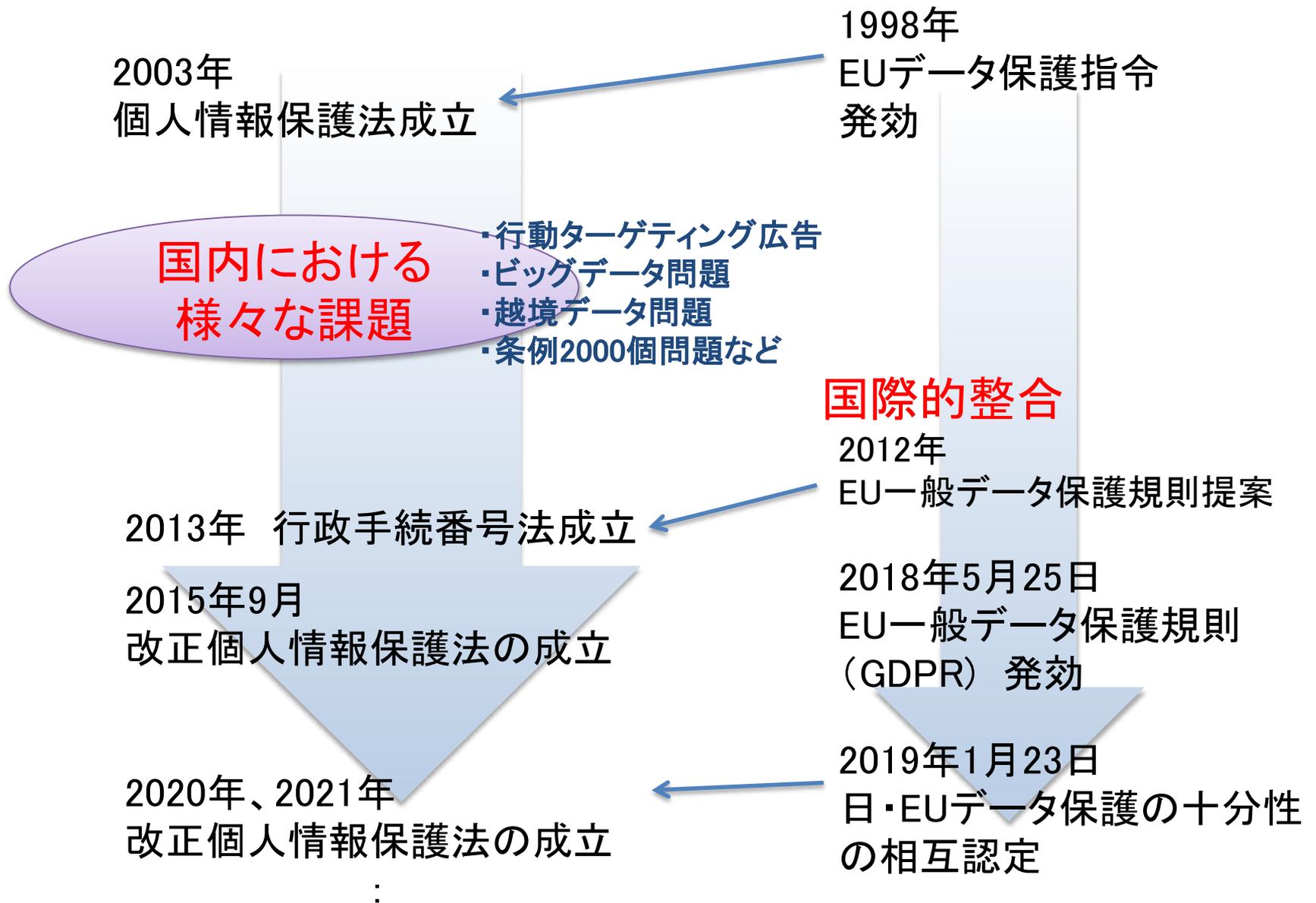
—情報に関する企業事件と改正個人情報保護法の新規定を中心として—

関西大学

社会安全学部・大学院社会安全研究科

教授・博士(法学) 高野 一彦

個人情報保護法の成立と改正の経緯



EUデータ保護指令の影響

第三国への移転禁止条項

(1995年10月24日採択, 98年10月24日発効)

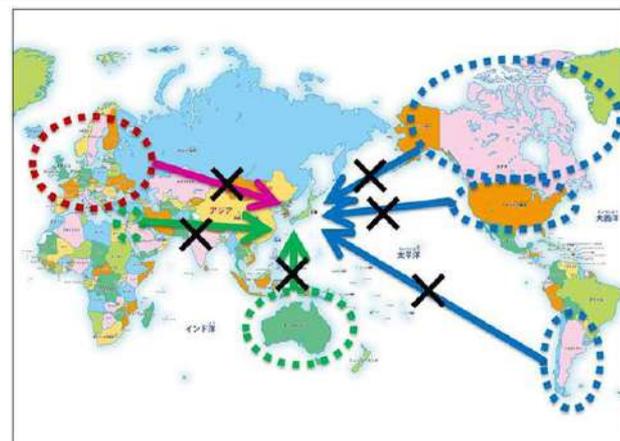
指令25条1項:

第三国が「十分なレベルの保護」(adequate level of protection)を確保している場合に限りデータ移転を行うことができる。

※同指令は、EU加盟国28か国および欧州経済領域 (EEA)構成国であるノルウェイ、リヒテンシュタイン、アイスランドに対して同指令に従った国内法の整備を求める

※EUによりプライバシー保護の十分性を承認された国・地域からの日本への個人データの移転が原則として禁止されている。

(スイス、アメリカ・セーフハーバースキーム、カナダ、アルゼンチン、ガーンジー、マン島、ジャージー、フェロー諸島、アンドラ、イスラエル、ウルグアイ、ニュージーランド等)



例外規定

EUデータ保護指令26条1項、2項及び4項の例外的措置

- ①情報主体の明確な同意
- ②標準契約条項(SCC) ⇒ データ保護当局の承認
- ③拘束的企業準則(BCR) ⇒ 域内3当局の承認
- ④データを移転せずEU域内で完結



煩雑な手続きと多大な費用が必要で、実質的な経済障壁として機能

2003年成立 個人情報保護法の議論の経緯

1995年 EUデータ保護指令採択 ⇒ 1998年発効
第25条1項「第三国への移転禁止」



日本

1997年、通商産業省「個人情報保護に関するガイドライン」

1998年、「プライバシーマーク制度」創設、十分性認定を予定

1999年、高度情報通信社会推進本部 個人情報保護検討部会(座長、堀部政男先生)

⇒ 10月20日「個人情報の保護について(堀部私案)」

⇒ 2000年10月11日～ IT戦略本部個人情報保護 法制化専門委員会

- ✓ 国際的整合・・・ EU指令にとって「保護の十分性」を考慮
- ✓ 利用と保護のバランス
- ✓ 本人の権利・・・ 「プライバシー保護」という基本理念 ⇒ ×
- ✓ 「表現の自由」、「学問の自由」 ⇒ ○
- ✓ 開示・訂正・利用などの「請求権」 ⇒ ×
- ✓ 罰則・・・ 刑事罰等の制裁措置 ⇒ ×
- ✓ 個別法・・・ 信用、医療、電気通信分野の個別法 ⇒ ×



2001年 個人情報の保護に関する法律案、国会提出 ⇒ 継続審議 ⇒ 155回国会で廃案

2003年 第156回国会に修正法案の提出 ⇒ 2003年5月23日可決成立

2015年、2020年 個人情報保護法の改正の経緯

2013年5月24日、番号法成立

マイナンバー法に採用された「世界レベル」のプライバシー保護

- ・独立性が高い監視機関の設置⇒「特定個人情報保護委員会」
- ・情報の不正取得への刑事罰
- ・プライバシー影響評価の実施と運用、マイポータルなど

2013年6月14日、「世界最先端IT 国家創造宣言」が閣議決定

「(1)オープンデータ・ビッグデータの活用の推進、②ビッグデータ利活用による新事業・新サービス創出の促進」の中で、「プライバシーや情報セキュリティ等に関するルールの標準化や国際的な仕組作りを通じた利便性向上及び国境を越えた円滑な情報移転が重要」

⇒2013年7月 JR東日本Suica事案

2013年9月2日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

パーソナルデータに関する検討会 ⇒2013年9月 パナソニックHC事案

2014年6月24日 パーソナルデータの利活用に関する 制度改正大綱

⇒2014年7月 ベネッセ事件

2015年9月3日 改正個人情報保護法 成立

(2016.1.1)特定個人情報保護委員会から個人情報保護委員会へ

2020年6月5日 改正個人情報保護法 成立

⇒2019年7月 リクナビ事件

2021年5月19日 改正個人情報保護法 成立

⇒2021年3月 LINE事案

2015/2020年改正個人情報保護法

匿名加工情報・仮名加工情報

JR東日本 Suica乗降履歴データ第三者提供の事案

乗車履歴、事前説明せず外部販売

JR東日本「匿名化で個人特定恐れなし」と説明

産経新聞2013年 7月18日

氏名	付番	1	2	3	4	5	...
〇〇〇〇	A001	○駅A入札 9/1 09:30:21	△駅C出札 9/1 10:21:31	△駅G入札 9/1 19:21:50	□駅B出札 9/1 20:30:11	□駅B入札 9/1 23:50:11	○駅A出札 9/2 0:31:55
△△△△	B012	☆駅X入札 8/9 06:31:35	※駅Y出札 8/9 07:10:55	※駅Y入札 8/9 14:44:55	☆駅Z出札 8/9 15:15:54		
□□□□	C765						

符合表 → 廃棄

プライバシーの権利（判例上確定した定義）

1964年「宴のあと」事件（東京地判昭和39年9月28日）

- (1) 私生活上の事実
- (2) 一般人の感受性を基準に、本人なら公開を望まない内容
- (3) 一般の人々に未だ知られていない

提供先での識別

石に泳ぐ魚事件
(最三判平成14年9月24日)

個人情報の定義（個人情報保護法の定義）

- ① 特定の個人を識別することができるもの
- ② **他の情報と容易に照合**することができ、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。

・個人情報の定義の明確化
・本人同意なしに提供できるスキーム

2015年成立の改正個人情報保護法への反映

「個人情報」の定義の明確化

第2条1項

「個人情報」とは(略)、①特定の個人を識別することができるもの（②他の情報と容易に照合することができ、特定の個人を識別することができることと・・・を含む。）



②容易に照合とは、「提供元において、当該情報(提供データ)と「他の情報」(元データ)の間に1対1の対応関係(単射性)があるかどうか。」(⇒提供元基準)

出典:鈴木正朝「BERC資料、改正個人情報保護法Ver. 3.2」2016年6月3日

匿名加工情報

第2条9項

「匿名加工情報」とは、・・・特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの。



匿名加工情報は、必ずしも十分に利活用されているとは言いがたい状況

匿名加工情報の作成・提供に係る公表は、2018年末時点で約380社
企業アンケートでは、利用方法がわからない、分析の人材がない、レピュテーションリスク等

出所:個人情報保護委員会「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る
検討の中間整理」2019年4月25日

GDPRにおけるデータ利活用に関する施策の在り方

GDPR前文第26条 匿名情報 (anonymous data) ⇒ 再識別の可能性がない

「匿名情報」は、「データ主体が識別できないような方法で匿名化されたデータ」について、データ保護の原則を適用せず、利用が可能であるとしているが、定義と方法論は明記されていない。

GDPR第4条5項 仮名化 (pseudonymisation) ⇒ 追加情報の利用で識別可能

「仮名化」は、「追加情報が別に管理されており、かつその個人データが識別された自然人又は識別可能な自然人に帰属させないことを保障するための技術的・組織的措置のもとにあること」を条件として、「追加情報を利用しないと、その個人データが特定の本人に帰属することを示すことができないような態様で行われる個人データ」と規定。

仮名化された個人データ(個人データから識別子を削除して識別可能性をなくする等)は、GDPRの適用を受けるが、個人データよりも負荷が軽い規則※になっている。

※: 本人が自己の権利行使の目的のために、識別ができるようにする追加情報を提供する場合を除き、第15条(アクセスの権利)、第16条(訂正の権利)、第17条(消去の権利)、第18条(取扱い制限の権利)、第19条(通知義務)、及び第20条(データポータビリティの権利)は適用されない。



わが国でも、個人情報と匿名加工情報の中間的な規律として検討

2020年 改正個人情報保護法における仮名加工情報の創設

ビッグデータの分析や技術開発がより円滑・効率的にできることを期待して、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設した。「個人情報」であるものの、内部での分析に限定する等を条件に、利用目的による制限の緩和、開示・利用停止請求への対応の義務などを緩和した。

個人情報

「個人情報」(個人データ、保有個人データ含む)に該当すれば、個人情報保護法第17条～第40条の取扱いに係る義務がかかる。

- ✓ 利用目的の制限
- ✓ 利用目的の通知・公表
- ✓ 安全管理措置
- ✓ 第三者提供の制限
- ✓ 開示・利用停止等の請求対応など

仮名加工情報

他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように、「仮名加工情報」として加工した情報は、以下の義務は適用を除外される。

- ✓ 利用目的の制限 ⇒ 新たな目的で利用可
※本人を識別しない、内部での分析・利用であること
- ✓ 漏えい等の報告等
- ✓ 開示・利用停止等の請求対応

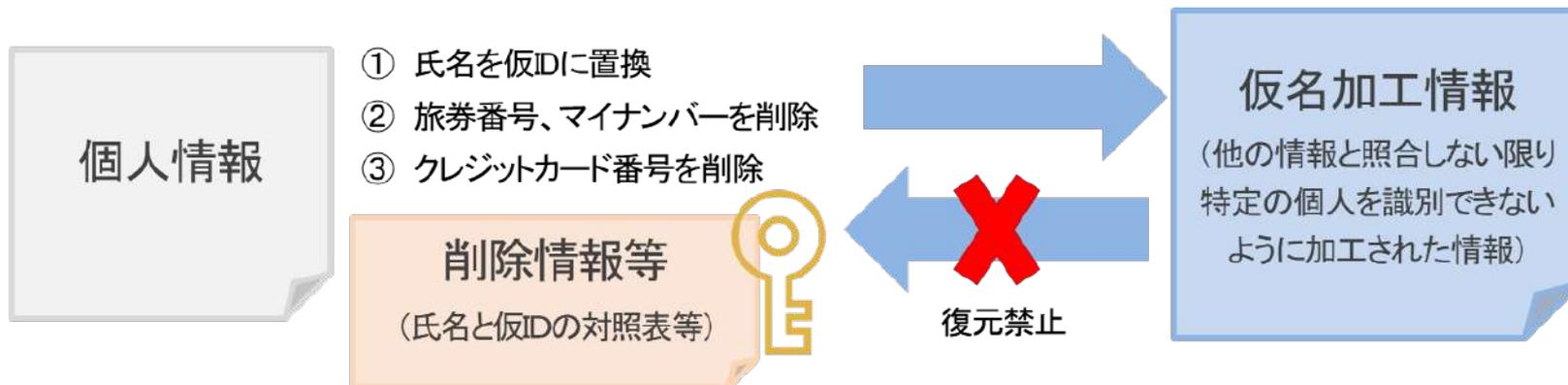
第三者への提供、本人を識別する行為、連絡先等の情報を利用する行為は禁止されている。

※委託、事業継承、共同利用に伴う提供は可能。

※「仮名化」した情報を、通常の個人データとして取り扱う場合、本人同意を得て第三者への提供が可能。

仮名加工情報の加工基準

仮名加工情報は



出典：前掲、佐脇2021年、31頁をもとに著者加筆。

想定されている活用事例

1. 当初の利用目的には該当しない新たな目的での内部分析
 - ① 医療・製薬分野等における研究
 - ② 不正検知・売上予測等の機械学習モデルの学習 等
2. 利用目的を達成した個人情報について、
将来的に統計分析に利用する場合、仮名加工情報として保管

出典：前掲、佐脇2021年、33頁。

[参考] 仮名加工制度と民事責任

仮名加工情報に関する直接的な裁判例はないが、過去の判例から、仮名加工情報の取扱いがプライバシーの権利侵害を生じさせると認定される可能性はありえると思われる。

石に泳ぐ魚事件(最高裁判所第三小法廷平成14年9月24日判決)

柳美里「石に泳ぐ魚」のモデルとなった大学院生Aは、作品中に自身の国籍、出身大学、顔の腫瘍などの特徴が描写されていることを知り、プライバシー侵害等を根拠に、新潮社と柳美里さんに対し、出版差し止めと慰謝料を請求する訴訟を提起した。最高裁判所まで争われた本件は、Aのプライバシーにかかる事項を含む本件小説の発表により、名誉、プライバシー等が侵害されたとして、Aの各請求を認容した。

長良川リンチ殺人事件報道訴訟(最高裁判所平成15年3月14日判決)

19歳の少年グループの殺人等の事件の刑事裁判の被告人の情報が仮名等による週刊誌報道が、少年法第61条で禁止されている推知報道であり、名誉棄損およびプライバシー侵害であるとして、出版社に慰謝料を求めた事件。

裁判所は、本件の仮名から不特定多数の一般人が被告人を推知することができるとはいえないとしたが、プライバシー侵害の可能性は否定されなかった。



仮名加工情報の第三者提供や漏えいは、個人情報保護法違反であり、プライバシー権侵害のリスクも潜在するため、十分な管理が必要

2020年改正個人情報保護法

個人関連情報

プロファイリングの問題

リクナビ、内定辞退をAIで予測・販売＝就活生への説明不足

時事ドットコム 2019年08月02日

就職情報サイト「リクナビ」を運営するリクルートキャリア（東京）は1日、就職活動中の学生が内定を辞退する確率を人工知能（AI）で予測し、38社に販売していたと発表した。政府の個人情報保護委員会から学生への説明が不十分だと指摘されたため、7月31日付で販売を休止した。

問題となったのは、同社の「リクナビDMPフォロー」というサービス。リクナビ登録時の学生の同意を踏まえ、サイト上の行動履歴などをAIで解析・予測し、結果を2018年3月から38社に販売していた。合否判定にデータを活用しないことを確約した企業だけに提供していたという。



DMP（Data Management Platform＝ウェブの閲覧履歴を利用したインターネットユーザーのデータを収集・蓄積・結合・分析するサービス）が、個人情報を保有する事業者に情報を提供し、提供先で個人情報と結合するサービス

⇒旧法における「第三者提供の制限」の対象か否かが明らかではなかった

諸外国における個人の権利のあり方

ドイツ = 基本権としての情報自己決定権

「尊厳(dignity)」を重視する法文化と、基本権(fundamental rights)としてのデータ保護

→ドイツ連邦憲法裁判所による国勢調査判決(1983年)により、「**情報自己決定権(right to informational self-determination)**」を憲法上の人格権として承認

EU = EU基本権憲章8条を実現する具現化法としてのGDPR

GDPRの前文には「自然人は自らのパーソナルデータのコントロールを有するべきである」(7項)と明記

[参考] 中国=2014年～「社会信用システム」構築

政府が個人行動を追跡し「信用スコア」を算出、就職やローン審査等に利用。



2020年個人情報保護法改正にむけたわが国の法学者の議論

2001年通常国会に提出された個人情報保護法案は、基本理念が規定された「理念法」部分と、事業者の義務等が規定されたが部分があったが、マスコミ規制法として反対が強く、理念法部分が削除されて2003年法に至っている。

国民のどのような権利を保護する法律なのかを規定すべきではないか。

クッキーをめぐる海外の状況

GDPRでは、クッキー識別子、IPアドレス、RFIDなどの「オンライン識別子」は「個人データ」に含まれる。(GDPR第4条(1))

「仏、Googleとメタに制裁275億円 「クッキー」巡り」 出典：日本経済新聞2022年1月6日

フランスのデータ保護機関CNILは、ウェブサイトの閲覧履歴を保存する「クッキー」の拒否を難しくしたのは違法だとして、米グーグルと米メタ(旧フェイスブック)に計2億1千万ユーロ(約275億円)の制裁金を科すと発表した。(略)

CNILがネット検索「グーグル」、動画共有「ユーチューブ」、SNS(交流サイト)「フェイスブック」の各サイトを2021年に調査したところ、クッキーの受け入れは1回のクリックで済むが、拒むには複数回クリックしなければいけなかった。

仏当局、クッキー利用巡りグーグルに制裁金 過去最高の1億ユーロ

出典：ロイター2020年12月11日

フランスのCNILは、サイトの「クッキー」の利用に関する規則に違反したとして、米グーグルに1億ユーロ(1億2100万ドル)の制裁金を科したと発表した。(略)米ネット通販大手アマゾン・ドット・コムにも3500万ユーロの制裁金を科した。

CNILは声明で、グーグルとアマゾンのサイトは事前同意なしに閲覧者のコンピューターに広告用のクッキーを保存していたと指摘した。また両社がクッキーをどのように活用するか、ユーザーがクッキーの使用をどうすれば拒否できるかについて、明確な情報を提供していなかったと説明した。

※各出典記事を簡潔にするために筆者が修正を行った。

2020年 改正個人情報保護法における個人関連情報の規定

提供元では個人データではないが、提供先で個人データとなることが想定される※情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

※一般人の認識を基準として提供先において個人データとして取得されることを通常想定できる場合

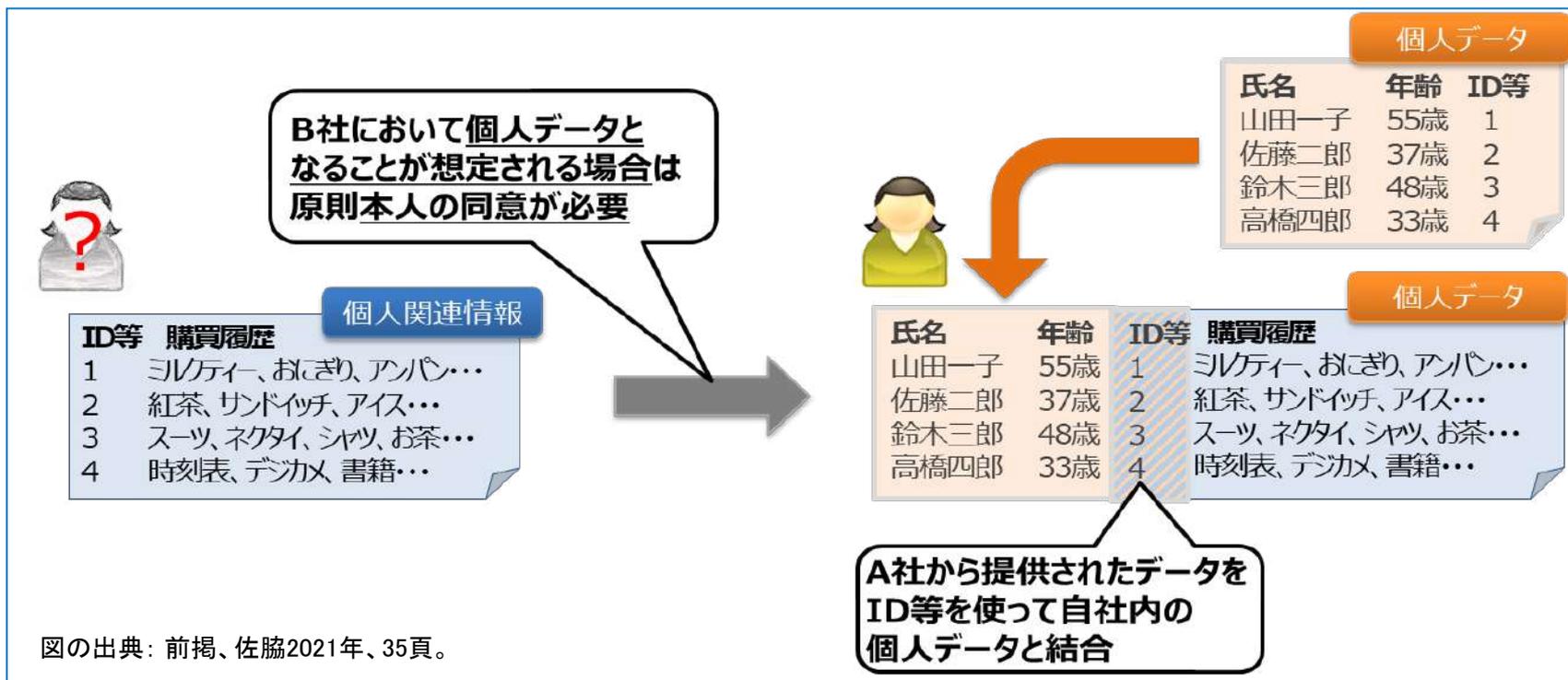
提供元(A社)

誰の個人データか分からない

提供先(B社)

✓ 提供元(A)とID等を共有。

✓ 提供先(B)は、ID等に紐づいた個人データを保有。



2020年改正個人情報保護法 越境移転に関する規制

個人データの越境移転と十分性認定

パナソニックは、パナソニックヘルスケアの全株を米投資会社KKRに1650億円で売却すると発表
ロイターニュース 2013年9月27日

パナソニックは、ヘルスケア事業の全株を米投資会社KKRに1650億円で売却すると発表した。2024年3月31日付。同時にKKRからヘルスケア事業の運営会社の20%の議決権を取得する。

パナソニックヘルスケア社は、血糖値センサー、電子カルテシステム、バイオメディカル機器の3事業が中核で、2013年3月期の売上高は1343億円、営業利益は87億円。単体ベースの従業員は3000人。売却後にパナソニックの子会社から外れ、持分法適用会社となる。

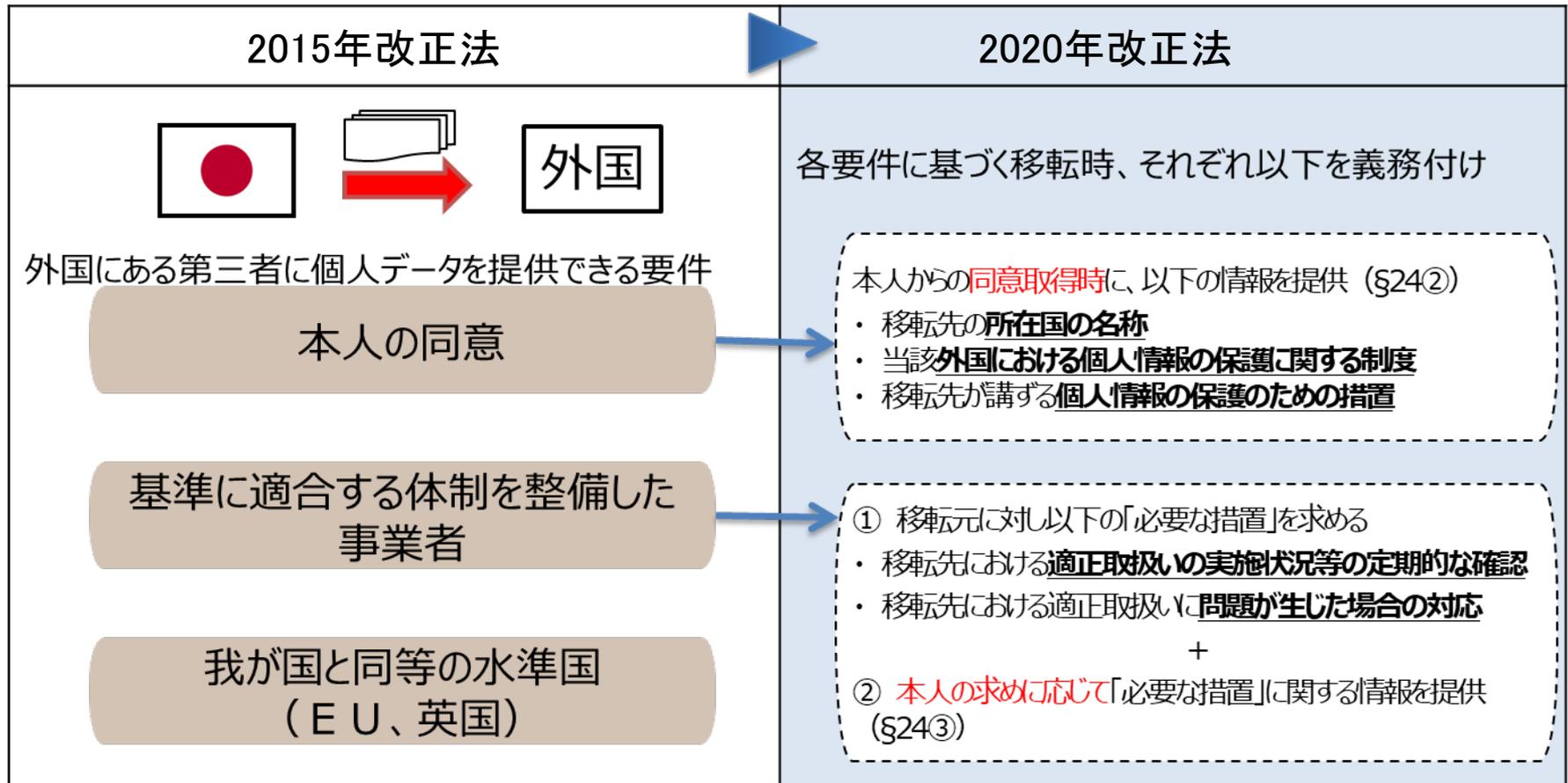


「FACTA」は、「電子カルテ分野で国内トップシェア」の同社を買収したKKRの転売先は中国企業の可能性がある、との記事を掲載。「個人情報中国などに丸見えになる懸念がある」という主旨のスクープ。

「パーソナルデータに関する検討会」で同社の買収により、日本国民の電子カルテ情報が越境移転する可能性に触れ、ナショナル・セキュリティの課題を指摘。

越境移転の際の本人からの同意取得と情報提供

外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報取扱いに関する本人への情報提供に関する旧法との相違



※この他、「法令に基づく場合」等の例外要件あり。

図の出典：前掲、佐脇2021年、48頁をもとに著者加筆。

企業価値を創造する データ・ガバナンス

個人情報保護法制の動向と企業経営

2015/2020年改正個人情報保護法の特徴

(1) 世界レベルのデータ保護

越境データ移転時の説明の強化をはじめ、利用停止・消去の請求権、不適正な方法による取扱いの禁止、漏えい等報告義務等、世界レベルのデータ保護の規制が整備された。

(2) 価値創造に寄与する利活用

一方で、仮名加工情報、匿名加工情報など、「企業価値」創造に直結する個人データの利活用のスキームが整備された。

(3) 「ビジネスと人権」の視点からのデータ保護

2012年 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に包含される「プライバシー」



企業が行いたい事業を構想し、その事業に必要な個人データ・プロセスを描き、価値創造とデータガバナンスの双方から利活用と保護を考える。

データ保護機関と事業者との関係 —カナダ・オンタリオ州IPCを例にとって—

Information and Privacy Commissioner of Ontario

プライバシー保護と情報公開の両分野について、
独立した法執行機関として、官民双方を監視

Commissionerの職責

- ・法の遵守監視と執行
- ・国民への情報提供、教育啓発、**事業者の相談**
- ・プライバシー影響評価と検査（官民双方）など



東オンタリオ小児病院(CHEO)の新生児医療データベースの事例

オンタリオ州の新生児の登録情報のデータベースを新薬や治療後術の開発に利用。
データベース構築にあたって、患者からの情報取得から研究者への情報提供の一連のスキームについて、IPCに相談してプライバシー保護の仕組み(Privacy by Design)を導入し、PIAと数回の検査を経て運用。

⇒「Dr. Ann Cavoukian (2014.7退任)との相談は、時間と経費の低減につながり有益であった」
データベース構築の責任者(当時) Dr. Khaled El Emam

現在、わが国の個人情報保護委員会は、「Data Protection by Design」という視点から、個別企業のプロジェクトの相談を受けている。

2020/2021年の個人情報保護法の改正は、データ・ガバナンスの推進による信頼の醸成と、個人データの利活用の促進による企業価値創造の機会です。

個人データの利活用と保護の促進が、わが国の企業の益々の発展に寄与すること願っています。